

第4次伊勢崎市男女共同参画計画 進行管理報告書

基本目標Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

1. 男女共同参画意識の醸成

(1) 人権・教育啓発の推進

No.	具体的事業	令和7年度事業内容	令和8年度事業計画	担当課
1	人権のまちづくり講演会の開催	配 信：8月19日～9月16日（オンライン開催） 講 師：南 和行さん（弁護士） 演 題：同性カップル 弁護士夫婦のカラフルデイズ 参加者：254人	オンラインによる人権啓発講演会の配信 期日：8月頃を予定 講師：嵯峨根 望さん（東京パラリンピックシッティングバレーボール日本代表） 演題：僕の宝物	人権課
2	人権啓発フェスティバルinいせさきの開催	講演会の開催 期 日：11月8日 会 場：人材派遣ワイズコーポレーション境総合文化センター 講 師：武田 真一さん（フリーアナウンサー） 演 題：おしゃべり多様性 僕の仕事と人生のはなし その他：中学生人権作文優秀作品表彰・朗読、小中学生人権啓発ポスター優秀作品展、人権パネル展 参加者：606人	市教育委員会、伊勢崎人権擁護委員会協議会と連携し、複数の催しを総合的に実施する。 期日：11月14日 講師：高木 菜那さん（元スピードスケート日本代表） 演題：なな転び八起～いま私が伝えたいこと～ その他：中学生人権作文優秀作品表彰・朗読 他 会場：人材派遣ワイズコーポレーション境総合文化センター	人権課
3	人権に関する学習会の開催	伊勢崎市人権学習会として開催 期 日：11月14日 講 師：高橋 美清さん（天台宗 照諦山 心月院 尋清寺 住職） 演 題：「SNSの現状と支援、被害者・加害者にならないために～やさしい心で一隅を照らす～」 参加者：62人	伊勢崎市人権学習会として11月開催 下記団体等に学習会への参加を促し、積極的な啓発活動を行う 団体等：各地区会長・区長、各地区各種団体役員、各地区幼稚園長・小中学校長、小中学校PTA会長、各公民館サークル代表等	生涯学習課
4	性の多様性に関する意識啓発	4月 新規採用職員研修 8月 伊勢崎高等特別支援学校職員研修 9月 上級職員研修 12月 人権パネル展 1月 はたちの集いでの啓発動画配信 2月 企業内人権啓発講演会 啓発実施回数：6回	市職員研修及び企業における人権研修等で意識啓発を実施	人権課

(2) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

5	男女共同参画推進団体との連携による講演会の開催	期 日：10月15日 講 師：宇津木 妙子さん（女子ソフトボール元日本代表監督） 演 題：「夢の実現～努力は裏切らない!～」 会 場：メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎 小ホール 参加者：364人	男女共同参画推進団体「いせさき女と男ハーモニー・ネット」に事業委託による講演会の開催 期日：10月15日 講師：林家 つる子さん（落語家） 演題：挑戦する勇気～背中を押してくれた大切な人の言葉～ 会場：メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎 小ホール	人権課
6	男女共同参画セミナーの開催	期 日：12月14日 講 師：大和田 浩美さん（前橋地方気象台長） 演 題：「くらしに活かそう! 気象台の情報」 参加者：91人	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等、男女共同参画を推進するテーマについてセミナーを開催 詳細未定	人権課
7	男女共同参画についての啓発活動の実施	男女共同参画週間に合わせホームページで周知 本庁及び各支所で啓発チラシと啓発物（ティッシュ）を配布 男女共同参画啓発パネル展の実施 6月10日～13日 市役所東館1階市民ホール	男女共同参画週間に合わせホームページで周知 本庁及び各支所で啓発チラシと啓発物（ティッシュ）を配布 男女共同参画啓発パネル展の実施 6月22日～26日 市役所東館1階市民ホール	人権課
8	男女共同参画に関する市職員研修の実施	期 日：2月2日 対 象：課長補佐・係長・主幹職 24名 会 場：伊勢崎市役所 東館5階職員研修室 講 師：田戸岡 好香さん（高崎経済大学 教授） 演 題：「心理学で読み解くアンコンシャス・バイアス」 参加者：22人	期 日：7月17日 対 象：課長補佐・係長・主幹職 24名 会 場：伊勢崎市役所 東館5階職員研修室 講 師：田戸岡 好香さん（高崎経済大学 教授） 演 題：「心理学で読み解くアンコンシャス・バイアス」	人権課
9	行政刊行物における男女共同参画への配慮についての周知	男女共同参画の視点に立った行政刊行物等の表現についての配慮を再認識してもらうため、職員へ周知	行政刊行物の作成にあたっては、男女共同参画の視点に立った表現に配慮するよう、職員へ周知	人権課

2. 男女平等教育の推進

(1) 家庭における男女平等教育の推進

10	父親の子育て参加を進める親子参加型の教室・講座の開催	各公民館において、ベビーマッサージ・リトミック、ヨガ、英語のうたと絵本であそぼう、親子野外学習教室、親子体操教室、親子サッカー教室、親子農業体験、親子でびよんびよん等の各事業を実施。 開催回数：98回 参加者：1,389人	理想的な家庭環境をつくり、健やかな子供の成長を目指して正しい家庭教育を実践していくため、親として必要な知識や望ましい子育ての在り方を学ぶ事業を各公民館で展開する。	生涯学習課
----	----------------------------	--	---	-------

11	両親学級の開催	対象：初産妊婦とそのパートナー 実施：1コース2日間を毎月（年間12コース） 定員：20組 参加状況：417人（妊婦213人、パートナー204人）	妊娠期や出産への不安の軽減を図り、心身ともに健康に過ごせるよう支援するとともに、妊婦とそのパートナーが協力して育児に取り組めるよう意識付けを行う。 対象：初産妊婦とそのパートナー 実施：1コース2日間を毎月（年間12コース） 定員：32組	保健センター
----	---------	---	---	--------

（2）学校教育などにおける男女平等教育の推進

12	あらゆる教育活動を通じた男女平等教育の推進	各種主任会や研究会等を実施 ・授業実践内容を情報交換で課題を明確にし、改善策を検討し、各校の授業の質を高めることができた。 ・ホームルームや朝読書等の授業以外での取組例を周知し、取組の機会拡大を図ることができた。	人権教育主任会において、各校の授業の実践内容を情報交換することで、各校における授業の質を高めるとともに、ホームルームや朝読書等の授業以外での取組例を共有し、取組の機会拡大を図る。	学校教育課
13	教職員研修の実施	人権教育講演会の開催 期 日：8月25日 会 場：人材派遣ワイズコーポレーション境総合文化センター 講 師：深田 広明さん（部落解放同盟群馬県連合会事務局長） 演 題：『人権が尊重された社会を目指して～部落差別の現状について～』 対象者：2年目以下の教職員、人権教育主任 参加者：115人	人権教育講演会等において、教職員の職能に応じて、人権意識の高揚や指導力の向上を図る。具体的には、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての認識、理解を深め、偏見や差別意識に気付く力、偏見や差別意識を放置せず解決へ向けた支援や指導等、教職員の資質・能力の向上を図る。	学校教育課
14	保育所職員研修の実施	男女平等・男女共同参画社会への認識を深め、保育所の児童への配慮はもとより、家庭においても浸透できるように職員の質と向上を図るため、研修を実施 実施施設：公立保育所5箇所	男女平等・男女共同参画社会への認識を深め、保育所の児童への配慮はもとより、家庭においても浸透できるように職員の質と向上を図るため、研修を実施 公立保育所5箇所事業実施	こども保育課
15	男女共同参画リーフレットの配布	6月にリーフレットを配布 対象：市内の小学3年生児童・各小学校の教職員 枚数：2,472枚（3年生：1,680枚 教職員：792枚）外国籍児童の保護者用翻訳版：237枚	6月にリーフレットを配布 対象：市内の小学3年生児童・各小学校の教職員 枚数：2,453枚（3年生：1,642枚 教職員：811枚）外国籍児童の保護者用翻訳版：240枚	人権課

（3）男女平等の視点に立った生涯学習の充実

16	公民館における男女共同参画講座の開催	市PTA連合会理事研修会 市PTA連合会研修会 市PTA連合会ワクわく子育てトークン グ 参加者：83人	集会所人権問題学習講座等の中で実施 公民館サークル代表者会議の中で実施 伊勢崎市人権学習会の中で実施 市PTA連合会研修（家庭教育振興事業）の中で実施	生涯学習課
----	--------------------	---	---	-------

17	男女共同参画関係図書の提供	男女共同参画に関する図書を選書、収集し、市民へ提供 男女共同参画関連の図書の収集数：369冊 社会科学分野（関連図書を多く含む）の貸出冊数：40, 139冊	男女共同参画に関する図書を選書、収集し、市民へ提供	図書館課
		絃の郷に設置した図書コーナーで、男女共同参画に関連する図書に触れる機会を提供	絃の郷に設置した図書コーナーで、男女共同参画に関連する図書に触れる機会を提供	人権課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

1. 社会の責任ある立場への女性の参画拡大

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

No.	具体的事業	令和7年度事業内容	令和8年度事業計画	担当課
18	市の審議会等における女性比率の向上	毎月 職員へ周知 4月 部長会議で報告のうえ職員へ周知 10月 庁議で報告及び次年度委嘱替予定の所管課と意見交換の実施を周知 10月～11月 次年度委嘱替予定の全ての所管課と意見交換 1月 庁議で報告のうえ職員へ周知 3月 市民参加庁内推進委員会を開催し、条例の適正な運用に向けた検討をした	毎月 職員へ周知 10月 庁議で報告及び次年度委嘱替予定の所管課と意見交換の実施を周知 10月～11月 次年度委嘱替予定の全ての所管課と意見交換 12月 庁議で報告のうえ職員へ周知 3月 市民参加庁内推進委員会を開催し、条例の適正な運用に向けた検討	市民活動課
19	女性人材データバンク事業の充実	・広報、ホームページに追加し、いせさき情報メールやXなどのSNSを活用し、新規登録者への情報発信を強化 ・No.8の参加者へ制度の周知と登録の依頼 ・職員へ周知と積極的な活用を依頼 市の審議会等への登用数：10審議会 登録者：40人	制度の周知を進め、幅広い分野における女性の登用を促す。	人権課
20	女性管理職の登用	課長昇任試験等を経て2人が課長職に、係長昇任選考を経て10人が係長職に昇任した。	課長昇任試験等を実施	職員課

(2) 事業所における男女共同参画及び女性活躍の推進

21	女性管理職登用や労働関係法令などに関する情報の提供	「労働保険年度更新」等、労働関係法令の遵守に関するリーフレットを配置し、情報提供に努めた。また、ホームページに「全国労働衛生週間」等の情報を掲載した。	リーフレット等を窓口・市有施設等へ設置 ホームページへ情報掲載	商工労働課
22	雇用の場における男女共同参画の推進にかかる広報活動の実施	事業所における男女共同参画の推進に関するリーフレットを作成し、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、法人会の各会報にて掲載し、事業所に周知を図った。	事業所における男女共同参画の推進するため、パネル等での周知・啓発を図る。	人権課

(3) 農工商業などの自営業や起業における女性活躍の推進

23	家族経営協定締結の促進	・農業委員会定例会で、農業委員と農地利用最適化推進委員に向けて、周知と普及協力の広報活動をした。 ・農業者年金加入推進の戸別訪問活動時に家族経営協定の普及に努め、締結に向けての手続き等は、県や市の関係機関と連携した。 ・農業委員会の広報紙に家族経営協定についての記事を掲載し、農家世帯へ周知した。 平成17年度以降締結累計戸数：79戸	農業経営や家族内での役割分担等についての協定締結により、後継者や女性が農業経営に積極的に参加ができるよう、農業委員会定例会でパンフレット等を配布し、普及協力の広報活動を行う。 家族経営協定締結者は、農業者年金において保険料が国庫補助による加入が可能な場合があり、締結に向け県や市の関係機関と協力し連携を図る。	農業委員会事務局
24	起業した女性などの女性活躍に関する広報啓発	女性活躍に関するリーフレットを作成し、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、法人会の各会報にて掲載し、事業所に周知を図った。	女性活躍を推進するため、パネル等での周知・啓発を図る。 女性活躍職場環境づくり補助金を創設し、女性個人事業主等において女性が活躍できる職場環境の整備を支援するとともに、女性活躍推進の必要性について啓発を行う。	人権課

2. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

(1) ワーク・ライフ・バランスを含む多様な働き方の促進

25	ワーク・ライフ・バランスを含む多様な働き方に関する周知や啓発	男女共同参画パネル展（6/10～6/13開催）で、ワーク・ライフ・バランスについてのパネルを掲出し、市民に周知を図った。	様々な立場の方にワーク・ライフ・バランスの必要性が伝えられるよう、研修等の機会に周知、啓発を図る。	人権課
26	職員が育児・介護休暇を取得しやすい環境の確立	育児休業の手続きや経済的な支援についての情報提供等を行い、職員が育児休業を取得できる職場環境づくりに努めた。	継続的に育児休業の手続きや経済的な支援について情報提供等を行い、職員が育児休業を取得できる職場環境づくりに努める。	職員課

(2) 職場における男女共同参画の促進

27	就労支援の実施	企業や団体との交流会や企業説明会、職場見学会や職業適性診断セミナーなどを開催するとともに、毎月、専門員による出張相談を行うなど就労支援を図った。 参加者：533人	企業や団体との交流会や企業説明会等のセミナーを開催し、就労支援を図る	商工労働課
28	企業内人権啓発講演会の開催	期 日：2月3日 会 場：ナルセグループ伊勢崎市民プラザ 講 師：村上 大樹さん（弁護士） 演 題：企業に関わる人権問題 参加者：33人	公正採用選考人権啓発推進員が設置されている企業等を対象とした企業内人権啓発講演会の開催 詳細未定	人権課

29	職場における男女共同参画の促進に関する広報啓発	男女共同参画パネル展（6/10～6/13開催）で、職場における男女共同参画の促進についてのパネルを掲出し、市民に周知を図った。	働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の実現に向け、パネル等での周知・啓発を図る。 女性活躍職場環境づくり補助金を創設し、中小企業者等における女性が活躍できる職場環境の整備を支援するとともに、女性活躍推進の必要性について啓発を行う。	人権課
----	-------------------------	---	---	-----

3. 防災分野における男女共同参画の推進

（1）防災施策における男女共同参画視点の強化

30	男女共同参画の視点に立った地域防災の促進	5月1日付けで避難所担当職員の任命を行い、任命職員には6月に避難所担当職員説明会を行った。	5月1日付けで避難所担当職員の任命を行い、任命職員には6月に避難所担当職員説明会を行う。	安心安全課
31	防災会議における女性委員登用の推進	防災会議の委員の改選時に積極的に女性を推薦してもらえるよう、関係団体へ協力依頼した。	防災会議の委員の改選時に積極的に女性を推薦してもらえるよう、関係団体へ協力依頼する。	安心安全課

（2）防災の現場における女性の参画拡大

32	男女双方に配慮した物資の備蓄	粉ミルクは消費期限により入れ替えを行い、液体ミルク及び「ビード」の備蓄を行った。また、生理用品及び哺乳ボトルについては、追加備蓄を行った。 備蓄品購入品目と個数： 粉ミルク:1,560個 液体ミルク480個 「ビード」60個 生理用品:80パック	現在の備蓄品の保存年限や在庫数等の状況を踏まえ購入品目を検討し、年度内に購入。また、出前講座や自主防災組織訓練等において、家庭での備蓄の啓発活動も実施。	安心安全課
33	被災者の多様性を想定した防災訓練の実施	5地区（南、豊受、赤堀、あずま、境地区）、45行政区にて実施	北、茂呂、赤堀、あずま、境地区において開催予定。	安心安全課
34	女性消防吏員の活躍分野・業務分野拡大推進	女性消防吏員の割合を増やすために、伊勢崎市・玉村町の高校・大学等への啓発活動を実施した。また、高校の進路ガイダンスに参加し、消防の魅力や業務内容を説明した。	女性消防吏員の割合を増やすために、高校・大学等への啓発活動を実施予定。また、消防・救急隊に限らず、予防・通信指令課など様々な職種に配置することで、業務分野の拡大を図る。	消防本部総務課

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり

1. 暴力を許さないまちづくりの推進

(1) 配偶者からの暴力防止のための広報・啓発

No.	具体的事業	令和7年度事業内容	令和8年度事業計画	担当課
35	配偶者等からの暴力防止のための啓発	・3課合同（人権課・こども家庭センター・障害福祉課）女性に対する暴力防止のパネル展の実施 11月4日～10日 ・パープル・ライトアップ 保健センター・いせさき明治館・旧時報鐘楼 11月18日～25日 ・女性に対する暴力防止のパネル展の実施 保健センター 11月18日～25日 - 伊勢崎駅前インフォメーションセンター 11月20日～26日 ・市ホームページでの市民啓発 配偶者等からの暴力防止に関する啓発機会の回数：5回	・配偶者等からの暴力防止に関する啓発 ・女性に対する暴力防止のパネル展の開催 ・パープルライトアップ（女性に対する暴力をなくす運動）	人権課
36	デートDV防止のための予防教育や啓発	1月11日 はたちの集い会場における啓発動画の放映 事業No.35のパネル展会場等で啓発リーフレットの配布	・1月にはたちの集い会場における啓発動画の放映 ・パネル展示会場等で啓発リーフレットの配布	人権課
		・特別の教科道徳や特別活動、各教科の授業の中で、子供同士が主体的に関わり合う体験活動や交流活動の実践 ・性教育講演会の実施	・教育用「デートDV冊子」を活用した授業実践 ・特別の教科道徳や特別活動、各教科の授業、学校行事の中で、自他への思いやりや協力等、人間としての生き方についての道徳的価値の自覚を深められる授業実践 ・性教育講演会の実施	学校教育課

(2) 性暴力・セクシュアルハラスメントなどを防止するための広報・啓発

37	性暴力・セクシュアルハラスメント防止のための広報・啓発	女性に対する暴力防止のパネル展の開催し、性暴力・セクシュアルハラスメント防止に関する啓発等を行った。	・性暴力・セクシュアルハラスメント防止に関する啓発 ・女性に対する暴力防止のパネル展の開催	人権課
38	市職員に対してのハラスメント防止研修の実施	ハラスメント研修 期 日：9月29日 会 場：東館5階第1会議室 対象者：課長・課長補佐・係長級の職員	ハラスメント研修 期 日：10月20日 会 場：東館5階第1会議室 対象者：課長級・主査級の職員	職員課

2. 配偶者からの暴力の被害者支援の充実

(1) 配偶者からの暴力の相談の実施と相談機関の周知

39	配偶者からの暴力の相談の実施	相談者に対し、住民基本台帳における支援措置の申請に係る支援、専門的な相談窓口の紹介等を行った。 DV相談延べ件数：500件 DV相談実人数：254人	相談者に寄り添った相談支援に努める。	人権課
40	配偶者からの暴力の相談機関の周知	・市民ホール、保健センター、伊勢崎駅前インフォメーションセンターでパネル展を開催 ・広報、ホームページ及びSNSによる相談機関の周知 ・YouTubeによる相談機関の周知	・パネル展による相談機関の周知 ・広報、ホームページ及びSNSによる相談機関の周知 ・YouTubeによる相談機関の周知	人権課

(2) 配偶者からの暴力の被害者支援の充実

41	配偶者暴力相談支援センター事業の実施	電話・面接相談を実施し、必要に応じてDVに関する証明書発行、保護命令支援、各種専門機関の紹介及び緊急時の安全確保への対応等を行う。 証明書発行件数：10件 保護命令支援件数：2件	電話・面接相談を実施し、必要に応じてDVに関する証明書発行、保護命令支援、各種専門機関の紹介及び緊急時の安全確保への対応等を行う。	人権課
42	関係機関との連携による被害者支援	被害者の状況に応じて、女性相談支援センターや児童相談所、市の関係課を交えた会議等により関係機関との緊密な連携を図った。 県（警察署・女性相談支援センター・児童相談所）と連携した件数：12件 ・こども家庭センターと連携した件数：1件	関係機関との連携のもと被害者の支援を図る。	人権課

3. 困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

(1) 各種相談体制の充実

43	人権法律行政相談の実施	本庁及び支所で実施し、市民の悩み解決等のための機会を提供した。 相談件数：629件 【本庁】人権2件、法律424件、行政7件 【赤堀支所】法律64件【あずま支所】法律63件 【境支所】法律69件	市民の悩み解決に向けた相談機会の提供に努める。	人権課
44	困難な問題を抱えた女性相談の実施	様々な悩みを抱えた女性への支援を行った。 相談（女性）延べ件数：488件	様々な悩みを抱えた女性への支援に努める。	人権課

45	自立相談支援の実施	生活保護に至る前の段階で生活困窮状態から早期自立ができるように、本人の抱える課題解決及び目標の実現に向け、求職支援制度を活用し、就労に結びつけるよう支援した。 ・ワンストップ型の相談窓口（生活保護・自立）を設置し、就労支援した。 ・令和7年度の生活困窮者自立相談支援制度の就労支援対象者は6人から15人と増加した。 就労・増収できた人の割合：73.3%	社会福祉課総合相談係で、生活に困窮している人等がためらうことなく相談できる窓口として、生活困窮者自立相談支援業務を担当する職員、住居確保給付金担当、就労支援員等を配置し、相談内容に応じて問題解決に向けた総合的な支援や調整を行う。	社会福祉課
46	児童相談の実施	子育てに関する相談や養護相談、児童虐待等様々な相談に応じ、必要により関係機関と連携を図りながら、迅速に対応した。 新規相談受案件数：335件	子育てに関する相談や養護相談、児童虐待等の相談に応じる。	こども家庭センター
47	ひとり親相談の実施	ひとり親家庭の生活や仕事のことなど日常的な悩みについて、母子父子自立支援員等が相談に応じ、身近で安心して相談できる体制を推進した。 相談件数：97件	ひとり親家庭の生活や仕事のこと等日常的な悩みに関する相談に応じる。	子育て支援課
48	障害者相談の実施	・障害者虐待防止センターの運営 通報届出相談件数：34件（虐待認定：4件） ・障害者一時保護の実施 委託契約事業所数：6箇所 一時保護者数：0人 ・障害者虐待防止対策支援事業 イエローリボンキャンペーンの実施 （パネル展示、公共施設のイエローライトアップの実施） 期間：11月4日～10日 障害者週間イベントにおける広報啓発 （パネル展示、公共施設のイエローライトアップの実施） 期間：12月3日～9日	障害者センターに設置している障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待等に関する通報、届出等の受付、相談等を実施し、障害者基幹相談支援センターと連携して、障害者虐待等により保護が必要と認めた場合は、委託事業者で一時保護を実施している。	障害福祉課
49	高齢者相談の実施	市内9圏域に設置している高齢者相談センターにおいて、高齢者や家族、民生委員等からのさまざまな相談に対し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の職員が連携し、必要な支援等を実施した。 相談延べ件数：14,835件	高齢者や家族等からさまざまな相談を受け、相談内容に応じ、専門機関の紹介や適切なサービス利用等の支援をする。保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等が連携を取り、各々の専門性を生かし、よりよい支援を提供できるよう業務に従事する。	地域包括支援センター

50	外国人相談の実施	- 外国人総合相談窓口 日程：月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 時間：午前8時30分～午後5時 場所：市役所本館1階 ②番窓口 相談件数：10,725件 - 多文化共生センター相談窓口（令和7年11月開設） 日程：月曜日～金曜日（第1・第3水曜日、祝日、年末年始は除く） 時間：午前8時30分～午後5時 場所：多文化共生センター 相談件数：64件	- 外国人通訳支援 日程：月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 時間：午前8時30分～午後5時 場所：市役所本館1階 ②番窓口 - 外国人総合相談窓口 日程：月曜日～金曜日（第1・第3水曜日、祝日、年末年始は除く） 時間：午前8時30分～午後5時 場所：多文化共生センター	多文化共生課
----	----------	---	--	--------

（2）困難な問題を抱える女性などへの自立支援

51	児童扶養手当などのひとり親家庭等福祉手当の支給	児童扶養手当及びひとり親家庭等福祉手当の申請に対して認定・支給を実施した。また、8月の現況届により支給額の決定をし、手当を支給した。 児童扶養手当認定者数：1,555人 ひとり親等福祉手当支給件数：2,281人	ひとり親家庭への経済的支援による児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課
52	母子家庭等対策総合支援事業	就職に役立つ資格等取得のため、受講する際の費用の一部支給、受講期間中の生活費の負担軽減のための給付金支給や養育費の取り決め、履行確保に資する取組等への支援をすることで、ひとり親家庭への経済的支援を通じた生活の安定及び自立の促進を図り、給付を行った。 - 自立支援教育訓練給付事業受給者数：10人 - 高等職業訓練促進給付金事業受給者数：27人 - ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受給者数：0人 - 養育費確保支援事業受給者数：18人	就職に役立つ資格等取得のため、受講する際の費用の一部支給、受講期間中の生活費の負担軽減のための給付金支給や養育費の取り決め、履行確保に資する取組等への支援をすることで、ひとり親家庭への経済的支援を通じた生活の安定及び自立の促進を図る。 - 自立支援教育訓練給付事業 - 高等職業訓練促進給付金事業 - ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 - 養育費確保支援事業	子育て支援課
53	困難な状況にある家庭への支援	生活保護に至る前の段階で生活困窮状態から早期自立ができるように、本人の抱える課題解決及び目標の実現に向け、求職支援制度を活用し、就労に結びつけるよう支援した。 - ワンストップ型の相談窓口（生活保護・自立）を設置し、就労支援した。 - 令和7年度の生活困窮者自立相談支援制度の就労支援対象者は6人から15人と増加した。 - 就労・増収できた人の割合：73.3%	生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援事業として困窮者の様々な課題に包括的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立相談計画を策定し、関係機関との連絡調整などを行う。さらに離職等により住居を喪失した又は喪失するおそれのある生活困窮者に対し、家賃相当額や転居費用相当額を支給する「住居確保給付金」、就労に必要な経験や訓練を日常生活自立・社会生活自立段階から行う「就労準備支援事業」、家計の収支状況の適切な把握や家計改善の意欲を高める支援を行う「家計改善支援事業」、生活困窮世帯の子どもやその保護者に対して、学習の援助や生活習慣・育成環境の改善に関する助言を行う「子どもの学習・生活支援事業」を行う。	社会福祉課

54	市営住宅の優先入居	DV被害を証する書類の提出により、一時的に住戸を提供した。相談件数（住戸の提供）：1世帯	DV被害を証する書類の提出により、一時的な住戸の利用を認める。（条例に定める入居者資格を満たす者は、一時的な利用の期間中に入居の申込みをすることができる。）	住宅課
55	民間支援団体との連携による自立支援	民間支援団体との連携のもと被害者の自立に向けた支援を行った。 民間支援団体との連携件数：46件	民間支援団体との連携のもと被害者の自立に向けた支援を行う。	人権課

第4次伊勢崎市男女共同参画計画 指標一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

指 標 項 目	基 準 値 (令和5年度)	令和7年度 実 績 値	令和8年度 実 績 値	令和9年度 実 績 値	令和10年度 実 績 値	令和11年度 実 績 値	目 標 値 (令和11年度)	進捗状況
①「男女共同参画社会」という言葉の認知度	56.4%	—	—	—			62% (令和10年度)	—
②「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に賛同しない市民の割合	72.0%	62.0%					81%	進捗の遅れ

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

指 標 項 目	基 準 値 (令和5年度)	令和7年度 実 績 値	令和8年度 実 績 値	令和9年度 実 績 値	令和10年度 実 績 値	令和11年度 実 績 値	目 標 値 (令和11年度)	進捗状況
③市の審議会等における女性委員の割合	24.4%	26.8%					30%	順調に進捗
④市内事業所における係長相当職以上に占める女性の割合	21.9%	—	—	—			27% (令和10年度)	—
⑤市内事業所における育児休業を取得した男性従業員の割合	32.0%	—	—	—			34.5% (令和10年度)	—

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり

指 標 項 目	基 準 値 (令和5年度)	令和7年度 実 績 値	令和8年度 実 績 値	令和9年度 実 績 値	令和10年度 実 績 値	令和11年度 実 績 値	目 標 値 (令和11年度)	進捗状況
⑥講演会やイベントなどにおいて内容の理解ができた人の割合	93.0%	87.2%					96%	進捗の遅れ
⑦過去5年に配偶者等から身体的暴力を受けた人の割合	7.1%	—	—	—			5% (令和10年度)	—
⑧配偶者暴力相談支援センターの認知度	14.4%	—	—	—			30% (令和10年度)	—

指標のうち①④⑤⑦⑧の実績値については、5年に1度実施する男女共同参画に関する意識調査の結果を用いています。